

ICT活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行 実施要領の改正について

1. 趣旨

- (1) 県においては、ICT活用工事及び週休2日実施工事の取組を通じ、建設現場における生産性向上や、若手技術者等の確保・育成を推進し、就労環境の改善を図っているところである。
- (2) 令和元年9月より、要件を満たすICT活用工事及び週休2日実施工事を対象に、配置技術者あて証明書を発行する取組を開始し、さらに令和2年度からは、総合評価落札方式で証明書を活用した評価項目を追加したところである。
- (3) 現行の要領では、証明書の発行について対象工事を限定しているところであるが、これら取組のさらなる推進に向け、証明書発行にかかる対象工事の拡大及び発行手順の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 証明書発行の対象工事の拡大

■ ICT活用証明書

現行内容	改正内容
■ 平成29・30年度に実施したICT活用モデル工事で土工若しくは舗装工において全面活用した工事	■ 平成29・30年度に実施したICT活用モデル工事で土工若しくは舗装工において全面活用した工事
■ 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の施工プロセスを1項目以上実施した工事 <u>(総合評価落札方式での対象工事に限る)</u>	■ <u>全ての工事において</u> 、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の施工プロセスを1項目以上実施した工事

■ 週休2日実施証明書

現行内容	改正内容
■ 平成29年度以降の週休2日モデル工事で4週8休以上の現場閉所を達成した工事	■ 平成29年度以降の週休2日モデル工事で4週8休以上の現場閉所を達成した工事
—	■ <u>全ての工事において</u> 、受注者が「週休2日モデル工事」実施要領に準じて実施を希望した工事のうち、4週8休以上の現場閉所を達成した工事 <u>(ただし、監督職員の承諾を得たものに限る)</u>

(2) 発行手順の改正

現行内容	改正内容
■ 発注者が、証明書発行対象工事の監理技術者又は主任技術者に対して発行 <u>(発注者からの自動発行)</u>	■ 証明書の発行を希望する受注者が、 <u>証明書発行申請書</u> により発注者へ申請し、その後発注者が、 <u>証明書を検査結果通知書と同日付けで発行</u>

3. 施行日

令和2年10月1日以降に入札公告する工事から適用